

令和6年度

事業計画書

令和6年4月 1日から
令和7年3月31日まで

公益財団法人エコサイクル高知

令和6年度 事業計画

はじめに

令和6年度においても、定款第3条に定める「産業廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与すること」を目的として、以下の事業を実施する。

1 廃棄物の埋立て処分の実施（公益目的事業）

県内で発生する廃棄物のうち、管理型最終処分場で埋立てしなければならない産業廃棄物及び旧仁淀川中央清掃事務組合の構成町村（いの町、日高村）の一般廃棄物の焼却残渣について、それぞれの排出事業者から処理の委託を受けて、最終処分場内に適正に埋立て処分を行う。

埋立てに当たっては、廃棄物からの発煙を防止するため、受け入れた廃棄物と燃え殻を混合して埋立てるなどにより安全管理に努める。

（1）産業廃棄物 処理計画

単位：トン

品目	燃え殻 ばいじん	鉱さい	汚泥 (無機性)	汚泥 (石綿含有)	廃石綿等	廃石膏	建設混廃	合計
処理計画量	3,100	3,500	200	10	50	10	30	6,900

（2）一般廃棄物 処理計画

単位：トン

品目	燃え殻
処理計画量	550

単位：トン

(1)+(2)
7,450

2 医療廃棄物の破砕・滅菌処理（中間処理）の実施（収益事業）

県内の医療機関等から排出される感染性廃棄物及び非感染性廃棄物について、排出事業者から処理の委託を受けて、破砕処理及びマイクロウェーブ滅菌処理装置による滅菌処理（中間処理）を行う。

中間処理後の医療廃棄物については、民間の焼却施設に焼却処理を委託し、その燃え殻を公益目的事業の埋立て処分として受け入れる。

単位：kg

種別	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	合計
----	--------	---------	----

処理計画量	5,100	600	5,700
-------	-------	-----	-------

3 環境保全活動等

(1) 河川環境の保全

- ア 能津小学校が実施する河川の水質調査や水生生物の観察等の環境学習活動を支援する。
- イ 仁淀川漁業協同組合と連携して、仁淀川へアユの稚魚を放流する。
- ウ 河川愛護月間等に合わせ、仁淀川の清掃活動を実施する。

(2) 環境保全に係る連絡協議会の開催

平成19年8月に日高村と締結した環境保全協定書に基づき、環境保全に係る連絡協議会を開催し、環境モニタリング調査の結果及び廃棄物の処理量等を報告するとともに、委員との意見交換を行う。

4 環境測定等の実施

(1) 環境測定

水環境の確認のために、モニタリング井戸、地下水集排水管出口、浸出水処理施設入口及び仁淀川で採水し、専門機関に委託して地下水や浸出水及び河川水の水質検査を実施する。

また、大気環境の確認のために、粉じん及び空間線量率の測定を行うとともに、必要に応じて騒音、振動及び悪臭を測定する。

(2) 廃棄物の簡易検査及び溶出試験等

蛍光X線分析装置を用いて、搬入される廃棄物に含まれる金属等の含有量を簡易測定し、測定結果を考慮のうえ、法令で定められた基準等の適合性について、溶出試験等を実施する。

5 料金改定の検討

燃料費等や資材の高騰、機器や車両等の修繕費の増加などの経営環境の変化を踏まえ、埋め立て処分の受入料金について、令和6年度に改定の検討を行う。

6 新たな施設の整備に向けた取り組み

引き続き、令和9年9月までの供用開始を目指し、整備スケジュールに基づいて、

以下の取組みを進める。

(1) 建設工事の円滑な推進

ア 本体工事及び進入道路整備工事の推進

施設の安全性を確保するとともに、工事中の安全対策及び環境保全対策等についても十分に留意しながら、円滑な工事の推進に努める。

イ 施設整備専門委員会の開催

浸出水処理施設の設計等を踏まえ、施設の管理運営方法や防災対策などの具体的な措置を定める「管理・運営マニュアル」の検討内容や、第5回委員会において再説明を求められた項目について有識者の意見を聴き、施設整備に反映していく。

(2) 住民への丁寧な説明

ア 住民説明会の開催等

建設工事の進捗状況等に応じて、随時、住民説明会を開催するとともに、定期的に整備状況を広報チラシで周知するなど、住民の不安を払拭していくための丁寧な対応を継続していく。

イ 環境保全等連絡協議会の開催

環境保全協定書に基づき環境保全等連絡協議会を開催し、住民の代表者等に対して工事の進捗状況及び安全確保対策等の報告を行う。

ウ 環境モニタリングの実施

環境保全協定書に基づいて、建設工事に係る水質や粉じんなどの環境モニタリングを実施する。

(3) 新たな施設における受入料金の検討

(一社)高知県産業廃棄物協会をはじめ、排出事業者に対する今後の意向調査や他県の類似施設の運営に係る実態調査を行うとともに、浸出水処理施設の設計や管理運営マニュアルの検討内容も踏まえ、適正な受入料金の設定に向けた検討を行う。